

「第11次旭川市交通安全計画（素案）」に対して寄せられた御意見と旭川市の考え方

○ 意見提出手続期間：令和3年12月20日（月）から令和4年1月31日（月）まで

○ 意見提出数：5件（個人5件（1人）、団体0件）

※ 御意見につきましては、原文どおりとしていますが、一部読みやすくするため改行等の処理を行っております。

No.		寄せられた御意見	旭川市の考え方
1	(1)	65歳以上の高齢運転者による交通事故件数は、増減の変動があるものの、全体としては減少傾向にあるが、全事故件数に占める割合は増加傾向が見られる。	御意見の内容につきましては、今回の計画（素案）と概ね同様の内容であり、賛同いただいたものと考えております。
	(2)	自動車の走行速度と交通事故の実態から最高速度違反の危険性について積極的に情報発信することにより、市民の交通安全意識の高揚を図る。	
	(3)	道路交通渋滞を緩和し、道路交通の円滑化を図ることによる交通安全の推進に資するため、幹線道路の整備や交差点の改良等の交通容量の拡大策等を推進する。	
	(4)	居眠り運転による正面衝突事故や車両単独事故を防止するため、長距離運転における休憩の呼びかけなどの啓発活動を実施する。	
	(5)	(その他) 旭川市全区にも押しボタン式信号機を設置する。	(その他) 信号機に関する御意見につきましては、参考意見として受け止めさせていただきます。